特定個人情報保護評価書（基礎項目評価書）

評価書番号	評価書名
11	生活保護に関する事務及び生活困窮外国人に対する生活保護の措置に関する事務　基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

太宰府市は、生活保護に関する事務及び生活困窮外国人に対する生活保護の措置に関する事務の特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項	なし

評価実施機関名

福岡県太宰府市長

公表日

令和5年4月1日

［平成31年1月　様式2］

Ⅰ　関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	生活保護に関する事務及び生活困窮外国人に対する生活保護の措置に関する事務
②事務の概要	生活保護法（昭和25年法律第144号）に基づき、保護の決定及び実施、保護に要する費用の返還又は徴収金の徴収に関する事務を行う。 上記法令及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号。以下「番号法」という。）の規定に従い、特定個人情報を以下の事務で取り扱う。 1 生活保護に関する事務 ①保護の実施に関する事務 ②保護の開始若しくは保護の変更の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対応する応答に関する事務 ③職権による保護の開始又は職権による保護の変更に関する事務 ④保護の停止又は廃止に関する事務 ⑤資料の提供等の求めに関する事務 ⑥就労自立給付金の支給の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関する事務 ⑦進学準備給付金の支給の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関する事務 ⑧被保護者健康管理支援事業の実施に関する事務 ⑨保護に要する費用の返還に関する事務 ⑩徴収金の徴収に関する事務 2. 医療保険者等向け中間サーバーを利用した、オンライン資格確認に関する事務 ①太宰府市が、オンライン資格確認の準備のため、被保護者の本人確認を実施し、医療保険者等向け中間サーバー等へ被保護者の特定個人情報及び資格情報、医療券・調剤券情報の提供を行う。（太宰府市の生活保護システムまたは統合専用端末から、被保護者の資格情報 医療券・調剤券情報に関するデータを、医療保険者等向け中間サーバー等（運用支援環境の委託区画）へ連携する。） ② 太宰府市から委託を受けた社会保険診療報酬支払基金が、「医療保険者等中間サーバー等における資格履歴管理事務 」を実施し、太宰府市から委託区画に連携された 個人番号を含む 被保護者の情報を資格履歴ファイルに格納・管理する。また、オンライン資格確認等システムで被保護者の資格情報を利用できるようにするため、個人番号を除いた資格履歴ファイルをオンライン資格確認等システムに提供する。 ③ 太宰府市から委託を受けた社会保険診療報酬支払基金 が、「医療保険者等向け中間サーバー等における本人確認事務 」を実施し、オンライン資格確認の準備において、登録する資格情報の正確性を担保するため、個人番号を基に、住民基本台帳ネットワークシステム（ＪLIS ）から本人確認情報（基本 4 情報等）を取得する。 ④ 太宰府市から委託を受けた社会保険診療報酬支払基金が、「医療保険者等向け中間サーバー等における機関別符号取得等事務」を実施し、オンライン資格確認の準備として、情報提供等記録開示システム（「マイナポータル」）の自己情報開示の求めに対してオンライン資格確認等システムで管理している情報と紐付けるため、情報提供ネットワークシステムから機関別符号の取得並びに紐付け情報の提供を行う。 3.「生活に困窮する外国人に対する生活保護の措置について（昭和２９年５月８日社発第３８２号厚生省社会局長通知）」に基づき，行政措置として日本国民に対する生活保護に準じた取扱いによって実施されている外国人の保護に関する事務を行う。
③システムの名称	1. 生活保護システム 2. 団体内統合宛名システム 3. 中間サーバー 4. .統合専用端末 5. 医療保険者等向け中間サーバー等 （運用支援環境、情報提供サーバー、医療保険者等向け中間サーバー） 6. 健康管理システム 7. レセプト管理システム
2. 特定個人情報ファイル名	
（1）生活保護ファイル	

3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	1. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（番号法） （平成25年5月31日法律第27号） ・番号法第9条第1項　別表第一の15、101の項 2. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令（別表第一省令） （平成26年内閣府・総務省令第5号） ・別表第一省令第15条各号 3. 太宰府市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例 ・第4条第2項第1号及び別表第2-11項

4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	[　　実施する　　]　　＜選択肢＞ 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	1　情報提供の根拠 （1)番号利用法 第19条第8号及び別表第二（第三欄（情報提供者）が「都道府県知事等」の項のうち、第四欄（特定個人情報）に「生活保護関係情報」が含まれる項） 9, 10, 14, 16, 18, 20, 24, 26, 27, 28, 30, 31, 37, 38, 42, 50, 53, 54, 61, 62, 64, 70, 87, 90, 94, 104, 106, 108, 113, 116, 120の項 （2)番号利用法 第19条第8号・9号及び別表第二第121項 （3)番号利用法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 第8条, 第9条, 第11条, 第12条, 第13条, 第14条, 第17条, 第19条, 第20条, 第21条, 第22条, 第23条, 第24条, 第25条, 第26条の4, 第27条, 第28条, 第32条, 第33条, 第35条, 第39条, 第44条, 第47条, 第52条, 第53条, 第55条, 第58条, 第59条の2の2及び第59条の3 2　情報照会を行う根拠 （1)番号利用法 第19条第8号、9号及び別表第二 26の項 （2)番号利用法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令　第19条各号 （3)公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律第9条 （4)太宰府市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例 ・第4条第2項第1号及び別表第2-11項 3　オンライン資格確認の準備業務 （1)番号利用法附則第6条第4項 （2)生活保護法附則（令和3年6月11日法律第66号）第10条 （3)全世代対応型の社会保障制度を構築するための健康保険法等の一部を改正する法律第8条の規定による改正後の生活保護法第80条の4第1項

5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	健康福祉部　生活支援課
②所属長の役職名	生活支援課長

6. 他の評価実施機関
―

7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	〒818-0198 福岡県太宰府市観世音寺一丁目1番1号 太宰府市 総務部 文書情報課 電話:092-921-2121　ファクス:092-921-1601

8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	〒818-0198 福岡県太宰府市観世音寺一丁目1番1号 太宰府市 健康福祉部　生活支援課 電話:092-921-2121　ファクス:092-925-0294

Ⅱ　しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人か		[　1,000人以上1万人未満　] ＜選択肢＞ 1) 1,000人未満（任意実施） 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
	いつ時点の計数か	令和2年9月13日 時点
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か		[　500人未満　] ＜選択肢＞ 1) 500人以上　2) 500人未満
	いつ時点の計数か	令和2年9月13日 時点
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか		[　発生なし　] ＜選択肢＞ 1) 発生あり　2) 発生なし

Ⅲ　しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

Ⅳ リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
	[基礎項目評価書]	＜選択肢＞ 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書
2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。		
2. 特定個人情報の入手（情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。）		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要のない情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者（元職員、アクセス権限のない職員等）によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託		[ ]委託しない
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[十分である]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転（委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。）		[○]提供・移転しない
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[ ]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続	[ ]接続しない（入手）	[ ]接続しない（提供）
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 監査		
実施の有無	[○] 自己点検	[ ] 内部監査 [ ] 外部監査
9. 従業者に対する教育・啓発		
従業者に対する教育・啓発	[十分に行っている]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和1年6月28日	Ⅰ②	①住民からの生活相談を受け、住民からの生活保護の申請により、世帯員全員についての利用し得る資産（預貯金・保険等）、能力その他あらゆるものの調査を実施し、要件確認を行う。その確認結果を受けて、保護決定または申請却下を判断し、保護結果（却下）通知書を届出者へ通知する。	①住民からの生活相談を受け、住民からの生活保護の申請により、世帯員全員についての利用し得る資産（預貯金・保険等）、能力その他あらゆるものの調査を実施し、要件確認を行う。その確認結果を受けて、保護決定または申請却下を判断し、保護決定（却下）通知書を届出者へ通知する。	事後	誤記の修正
令和1年6月28日	Ⅰ５. ①部署 ②所属長の役職名	①市民福祉部　福祉課 ②福祉課長　阿部　宏亮	①健康福祉部　生活支援課 ②生活支援課長	事後	①組織改編による変更 ②新様式に対応
令和1年6月28日	Ⅰ８. 連絡先	〒818-0198 福岡県太宰府市観世音寺一丁目1番1号 太宰府市　市民福祉部　福祉課 電話：092-921-2121　ファクス：092-921-1601	〒818-0198 福岡県太宰府市観世音寺一丁目1番1号 太宰府市　健康福祉部　生活支援課 電話：092-921-2121　ファクス：092-921-0294	事後	組織改編による変更
令和1年6月28日	Ⅱ１. および2. いつ時点の計数か	平成27年11月30日時点	令和1年5月31日時点	事後	
令和1年6月28日	Ⅳ		様式変更による追加		
令和2年10月20日	Ⅰ８. 連絡先	〒818-0198 福岡県太宰府市観世音寺一丁目1番1号 太宰府市　健康福祉部　生活支援課 電話：092-921-2121　ファクス：092-921-0294	〒818-0198 福岡県太宰府市観世音寺一丁目1番1号 太宰府市　健康福祉部　生活支援課 電話：092-921-2121　ファクス：092-925-0294	事後	5年に一度の見直しによる
令和2年10月20日	Ⅱ１. および2. いつ時点の計数か	令和1年5月31日時点	令和2年9月13日時点	事後	5年に一度の見直しによる
令和4年2月22日	Ⅰ４. ②	・番号法第１９条第7号（特定個人情報の提供の制限）及び別表第二	・番号法第１９条第8号（特定個人情報の提供の制限）及び別表第二	事前	番号法改正による項番の整理

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和4年12月28日	Ⅰ1. ②事務の概要	太宰府市は、生活保護法及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（以下「番号法」という。）の規定に従い、特定個人情報を以下の事務で取り扱う。 ①住民からの生活相談を受け、住民からの生活保護の申請により、世帯員全員についての利用し得る資産（預貯金・保険等）、能力その他あらゆるものの調査を実施し、要件確認を行う。その確認結果を受けて、保護決定または申請却下を判断し、保護決定（却下）通知書を届出者へ通知する。 ②安定した職業についたことにより生活保護が廃止となった世帯からの申請を受け、世帯の保護廃止月の前6か月間における各月の就労収入額に算定率を乗じて算定した就労自立給付金を支給する。 番号法の別表第二に基づいて、太宰府市は、生活保護に関する事務において、情報提供ネットワークシステムに接続し、各情報保有機関が保有する特定個人情報について情報連携を行う。情報提供に必要な情報を「副本」として中間サーバーへ登録する。	生活保護法（昭和25年法律第144号）に基づき、保護の決定及び実施、保護に要する費用の返還又は徴収金の徴収に関する事務を行う。 上記法令及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号。以下「番号法」という。）の規定に従い、特定個人情報を以下の事務で取り扱う。 1 生活保護に関する事務 ①保護の実施に関する事務 ②保護の開始若しくは保護の変更の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対応する応答に関する事務 ③職権による保護の開始又は職権による保護の変更に関する事務 ④保護の停止又は廃止に関する事務 ⑤資料の提供等の求めに関する事務 ⑥就労自立給付金の支給の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関する事務 ⑦進学準備給付金の支給の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関する事務 ⑧被保護者健康管理支援事業の実施に関する事務 ⑨保護に要する費用の返還に関する事務 ⑩徴収金の徴収に関する事務	事前	見直しによる整理

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和4年12月28日	Ⅰ１. ②事務の概要	－	2. 医療保険者等向け中間サーバーを利用した、オンライン資格確認に関する事務 ①太宰府市が、オンライン資格確認の準備のため、被保護者の本人確認を実施し、医療保険者等向け中間サーバー等へ被保護者の特定個人情報及び資格情報、 医療券・調剤券情報の提供を行う。（太宰府市の生活保護システムまたは統合専用端末から、被保護者の資格情報 医療券・調剤券情報に関するデータを、医療保険者等向け中間サーバー等（運用支援環境の委託区画）へ連携する。） ② 太宰府市から委託を受けた社会保険診療報酬支払基金が、「医療保険者等中間サーバー等における資格履歴管理事務 」を実施し、太宰府市から委託区画に連携された 個人番号を含む 被保護者の情報を資格履歴ファイルに格納・管理する。また、オンライン資格確認等システムで被保護者の資格情報を利用できるようにするため、個人番号を除いた資格履歴ファイルをオンライン資格確認等システムに提供する。	事前	見直しによる整理
令和4年12月28日	Ⅰ１. ②事務の概要	－	③ 太宰府市から委託を受けた社会保険診療報酬支払基金 が、「医療保険者等向け中間サーバー等における本人確認事務 」を実施し、オンライン資格確認の準備において、登録する資格情報の正確性を担保するため、個人番号を基に、住民基本台帳ネットワークシステム（ＪLIS）から本人確認情報（基本 4 情報等）を取得する。 ④ 太宰府市から委託を受けた社会保険診療報酬支払基金が、「医療保険者等向け中間サーバー等における機関別符号取得等事務」を実施し、オンライン資格確認の準備として、情報提供等記録開示システム（「マイナポータル」）の自己情報開示の求めに対してオンライン資格確認等システムで管理している情報と紐付けるため、情報提供ネットワークシステムから機関別符号の取得並びに紐付け情報の提供を行う。	事前	見直しによる整理

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和4年12月28日	Ⅰ1. ③システムの名称	1. 生活保護システム 2. 団体内統合宛名システム 3. 中間サーバー	1. 生活保護システム 2. 団体内統合宛名システム 3. 中間サーバー 4. .統合専用端末 5. 医療保険者等向け中間サーバー等 （運用支援環境、情報提供サーバー、医療保険者等向け中間サーバー） 6. 健康管理システム	事前	見直しによる整理
令和4年12月28日	Ⅰ3. 個人番号の利用	1. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（番号法） （平成25年5月31日法律第27号） ・番号法第9条第1項　別表第一の15の項 2. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令（別表第一省令） （平成26年内閣府・総務省令第5号） ・別表第一省令第15条第1号、第2号、第3号、第4号、第5号、第6号、第7号	1. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（番号法） （平成25年5月31日法律第27号） ・番号法第9条第1項　別表第一の15、101の項 2. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令（別表第一省令） （平成26年内閣府・総務省令第5号） ・別表第一省令第15条各号	事前	公金受取口座情報の提供開始による

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和4年12月28日	Ⅰ4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	・番号法第19条第8号（特定個人情報の提供の制限）及び別表第二 （別表第二における情報提供の根拠） ：第三欄（情報提供者）が「都道府県知事等」の項のうち、第四欄（特定個人情報）に「生活保護関係情報」が含まれる項（9、13、15、24、27、28、30、31、50、54、61、62、64、70、87、90、94、104、106、108、116の項） （別表第二における情報照会の根拠） ：第一欄（情報照会者）が「都道府県知事等」の項のうち、第二欄（事務）に「生活保護法による保護の決定及び実施に関する事務であって主務省令で定めるもの」が含まれる項（26の項）	1　情報提供の根拠 （1)番号利用法 第19条第8号及び別表第二（第三欄（情報提供者）が「都道府県知事等」の項のうち、第四欄（特定個人情報）に「生活保護関係情報」が含まれる項） 9, 10, 14, 16, 18, 20, 24, 26, 27, 28, 30, 31, 37, 38, 42, 50, 53, 54, 61, 62, 64, 70, 87, 90, 94, 104, 106, 108, 113, 116, 120の項 （2)番号利用法 第19条第8号及び別表第二第121項 （3)番号利用法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 第8条, 第9条, 第11条, 第12条, 第13条, 第14条, 第17条, 第19条, 第20条, 第21条, 第22条, 第23条, 第24条, 第25条, 第26条の4, 第27条, 第28条, 第32条, 第33条, 第35条, 第39条, 第44条, 第47条, 第52条, 第53条, 第55条, 第58条, 第59条の2の2及び第59条の3 2　情報照会を行う根拠 （1)番号利用法 第19条第8号、9号及び別表第二 26の項 （2)番号利用法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令　第19条各号 （3)公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律第9条 3　オンライン資格確認の準備業務 （1)番号利用法附則第6条第4項 （2)生活保護法附則（令和3年6月11日法律第66号）第10条 （3)全世代対応型の社会保障制度を構築するための健康保険法等の一部を改正する法律第8条の規定による改正後の生活保護法第80条の4第1項	事前	番号法改正による項番等の整理及び公金受取口座情報の提供開始による
	評価書名	生活保護に関する事務	生活保護に関する事務及び生活困窮外国人に対する生活保護の措置に関する事務	事前	生活に困窮する外国人に対する生活保護の措置に関する事務の追加

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
	個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言	太宰府市は、生活保護に関する事務の特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。	太宰府市は、生活保護に関する事務及び生活困窮外国人に対する生活保護の措置に関する事務の特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。	事前	生活に困窮する外国人に対する生活保護の措置に関する事務の追加
	Ⅰ１. ②名称		生活保護に関する事務及び生活困窮外国人に対する生活保護の措置に関する事務	事前	生活に困窮する外国人に対する生活保護の措置に関する事務の追加
	Ⅰ１. ②事務の概要		3.「生活に困窮する外国人に対する生活保護の措置について（昭和29年5月8日社発第382号厚生省社会局長通知）」に基づき，行政措置として日本国民に対する生活保護に準じた取扱いによって実施されている外国人の保護に関する事務を行う。	事前	生活に困窮する外国人に対する生活保護の措置に関する事務の追加
	Ⅰ１. ③システムの名称		7.レセプト管理システム	事前	記載内容を正確化
	Ⅰ３. 法令上の根拠		3.太宰府市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例 ・第4条第2項第1号及び別表第2-11項	事前	生活に困窮する外国人に対する生活保護の措置に関する事務の追加

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
	Ⅰ４. ②法令上の根拠	1　情報提供の根拠 （2)番号利用法 第19条第8号及び別表第二第121項 2　情報照会を行う根拠	1　情報提供の根拠 （2)番号利用法 第19条第8号・9号及び別表第二第121項 2　情報照会を行う根拠 （4)太宰府市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例 ・第4条第2項第1号及び別表第2-11項	事前	生活に困窮する外国人に対する生活保護の措置に関する事務の追加